保険金を受け取ったときの課税関係

死亡保険金を受け取ったとき



■ 課税の対象

被保険者が死亡し、保険金受取人が死亡保険金を受け取った場合には 被保険者、保険料の負担者、保険金受取人が誰であるかによって 所得税・相続税・贈与税のいずれかの対象になります。

被保険者	保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
А	В	В	所得税
А	А	В	相続税
А	В	С	贈与稅

- 所得税が課税される場合 保険料の負担者と保険金受取人が同一人の場合 受取の方法により、一時所得又は雑所得として課税される
 - 一時金で受領した場合・・・**一時所得** その死亡保険金以外に一時所得ない場合
 - 一時所得の金額 = 受け取った保険金総額 既払込保険料又は掛金の額 50万円(特別控除額)

課税の対象になるのはこの金額を1/2にした金額です。

死亡保険金を受け取ったとき

■ 所得税が課税される場合 年金で受領した場合・・・公的年金以外の雑所得

雑所得の金額 = その年中に受け取った年金の額 - その金額に対応する払込保険料又は掛金の額

- △ 年金を受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収される。
- ⑥ 1 死亡保険金以外に一時所得がある場合
 - 一時所得の金額 = 死亡保険金 + その他一時所得 既払込保険料又は掛金の額 50万円
- 相続税が課税される場合 被保険者と保険料の負担者が同一人の場合 受取人が被保険者の相続人・・・相続により取得したものとみなされる 受取人が相続人以外の者・・・遺贈により取得したものとみなされる
 - 662 年金で受領する場合の毎年支払を受ける公的年金等以外の年金に係る所得税については、 年金支給初年は全額非課税、2年目以降は課税部分が階段状に増加していく方法により計算 なお、年金を受け取る際には原則として所得税が源泉徴収されます。
- 贈与税が課税される場合 被保険者、保険料の負担者、保険金の受取人が全て異なる場合 年金で受領する場合、上記662と同様

生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき

■ 課税の対象

生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った場合には、 保険料の負担者、保険金受取人がだれであるかによって、 所得税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
A	А	所得税
A	В	贈与稅

- 所得税が課税 保険料の負担者と保険金受取人が同一人の場合 受取方法により、一時所得又は雑所得として課税される
 - 一時金で受領した場合・・・一時所得その満期保険金等以外に一時所得ない
 - 一時所得の金額 = 受け取った保険金総額 既払込保険料又は掛金の額 50万円(特別控除額) 課税の対象になるのはこの金額を1/2にした金額です。

⑥⑥3 満期保険金等以外に一時所得がある場合

一時所得の金額 = 受け取った保険金総額 + 他の一時所得 - 既払込保険料又は掛金の額 - 50万円

生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき

年金で受領した場合・・・公的年金以外の雑所得

雑所得の金額 = その年中に受け取った年金の額 - その金額に対応する払込保険料又は掛金の額

■ 贈与税が課税される場合 保険料の負担者と保険金受取人が異なる場合 年金で受領する場合の所得税は3ページ662に記載の通り

664 保険契約内容を転換した場合

養老保険に加入していたが保証期間を長くするために終身保険に転換する。 転換方法は転換価格を一時払い保険料として充当する方法をとる。この時の税金の課税関係は?

次のいずれにも該当するときは実質的に契約の変更であり、転換に伴う所得税及び贈与税の課税関係は生じません。

転換前契約と保険契約者及び被保険者が同一であること

契約者配当の権利を引き継ぐこと

転換前契約の死亡保障の範囲内(死亡保険金、保険期間)での危険選択を行わないこと

告知義務違反による契約解除や自殺による保険金支払免責等の場合での転換前契約への復帰が認められること 転換前契約を解約処理するものでないこと

生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき

- 贈与税が課税される場合
 - - 一時払いの終身保険を減額した場合、減額した保険金額に対応する清算金が支払われる。 保険料負担者と清算金受取人が同一人の場合、この清算金は一時所得に該当するが この時の一時所得の総収入から控除するその収入を得るために支出した金額の計算方法は?

既払込保険料の金額に達するまでの清算金については、その同額をその収入を得るために支出した金額をするのが相当一時所得の収入金額 = 支出金額となり所得は発生しない。

したがって、清算金のうち既払込保険料を超える部分が一時所得となる。



一時所得は臨時・偶発的な所得であるため、継続的に収入があることを前提した按分方式 (その収入を得るために支出した金額 = 既払込保険料×減額部分の保険金額÷減額前の保険金額)は 所得計算になじまないと考えられる。

所得補償保険の保険金を受け取ったとき

■ 所得補償保険とは? 被保険者が病気やけがにより勤務又は業務に従事することができなかった期間の 給与又は収益の補てんとして保険金を支払う損害保険契約のこと。(就業不能保険)



非課税とされている 身体の障害に起因して支払を受ける保険金に該当するため。



事業主が自己を被保険者とした所得補償保険の保険料を支払った場合 保険料は家事費 「業務について生じた費用」とは言えないので、 必要経費に算入できない!

MEMO

- 公的年金等とは?
- ・国民年金の老齢基礎年金
- ・共済組合の老齢基礎年金
- ・厚生年金の老齢基礎年金

・普通恩給

・企業年金